

平成 31 年第 1 回中津川市議会（3 月定例会）委員会 提出議案について

平成 31 年第 1 回中津川市議会（3 月定例会）初日の本会議において、議会運営委員会提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

■件名

- ・ 中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部改正について

■上程日

平成 31 年 2 月 25 日（月曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 庶務課 担当者：高木

電話：0573-66-1111（内線 503）

議第 6 0 号

中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部改正について

中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 吉村 久資

中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則

(中津川市議会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 中津川市議会事務局事務分掌規則(昭和38年中津川市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「庶務課」を「議会総務課」に、「庶務係」を「総務係」に改める。

第2条第1項中「庶務係」を「総務係」に改める。

(中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部改正)

第2条 中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和38年中津川市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める

(1) 総務係長

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

中津川市議会規則第 2 号

中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の
職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

中津川市議会議長

中津川市議会事務局事務分掌規則及び中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則

(中津川市議会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 中津川市議会事務局事務分掌規則(昭和38年中津川市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「庶務課」を「議会総務課」に、「庶務係」を「総務係」に改める。

第2条第1項中「庶務係」を「総務係」に改める。

(中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則の一部改正)

第2条 中津川市議会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和38年中津川市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める

(1) 総務係長

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。